

令和5年度第2回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和5年10月3日(火) 19:00~21:00

2 場所 松江市役所 本館3階 第2常任委員会室

3 出席者

(1) 委員 出席13名、欠席2名

- ・出席：京分科会長、安部委員、石飛委員、小田川委員、貝谷委員、勝田委員、加藤委員、高橋委員、武田委員、平崎委員、深貝委員、毛利委員、森脇委員
- ・欠席：奥村副分科会長、長澤委員

(2) 事務局

- ・健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、(障がい者福祉課)有間課長、曾田係長、仲田係長、村田係長、福間係長、山本審査リーダー、三井副主任、柳浦副主任、土井副主任行政専門員、(家庭相談課)石倉課長、(松江保健所心の健康支援課)高野課長
- ・こども子育て部：桑原こども子育て部次長、(こども家庭支援課)峯課長
- ・教育委員会：(発達・教育相談支援センター)山本所長、(図書館事務局)小林事務局長
- ・松江市社会福祉協議会：(生活支援課)池田課長
- ・基幹相談支援センター：浅津センター長
- ・機能強化事業所：(厚生センター)桑嶋相談支援専門員、(さくらの家)山本相談支援専門員、(よもぎ)曳野相談支援専門員、(わかう)福田相談支援専門員

4 議題

- (1) 第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の素案について
- (2) その他

5 会議経過

【開会】

○有間課長 皆様、お疲れ様です。障がい者福祉課の有間でございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。

本日は、お仕事等でお疲れのところ、遅い時間からの会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。最初に、本日の会議の出欠状況ですが、奥村副分科会長と長澤委員が欠席でございますので、ご報告いたします。

【協議事項】

○有間課長 早速ではありますが、「2. 協議事項」からの審議に移ります。本分科会は、運営規程第4条第1項の規定により分科会長が議長となることとなっておりますので、京分科会長に進行をお願いいたたく存じます。京分科会長、よろしくお願いたします。

○京分科会長 皆様、どうぞよろしく申し上げます。今日も、皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。審議に入ります前に、まず本分科会につきましては、「松江市情報公開条例」及び「審議会等の公開に関する要綱」の規定により原則公開となりますが、本日本日予定されている項目の中で、非公開の基準に当てはまるようなものがありますか。

○曾田係長 松江市障がい者福祉課曾田と申します。よろしく申し上げます。非公開の基準に該当する事項はございません

○京分科会長 それでは、本日の分科会は公開の取扱いとします。

次第によりまして、「2. 協議事項」に入りたいと思います。「(1) 第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の素案について」事務局から説明をお願いします。

【(1)第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の素案について】

○曾田係長 今日の協議事項につきまして、来年度からの3年間の計画となります、第7期松江市障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画の素案を作らせていただきましたので、まずは皆様にご説明し、内容へのご意見をいただきたいと思ひます。

まず、資料1・A3横の資料をご覧ください。今回改定の障がい福祉計画と、その大元となる3年前に策定した障がい者基本計画の関連図となります。上の網掛けのところに基本理念、基本方針、施策の体系と記載してあるのが、基本計画の部分でございます。また、網掛け一番右に「今期の取組」と書いてありますのが今回の障がい福祉計画の取組となります。障がい者基本計画は障がい福祉施策を計画的に行うための基本的な計画でして、令和3年度から6年間を計画としており、今回策定する障がい福祉計画は、その6年間の後半3年間の具体的な取組を定める計画となります。来年度からの3年間について、継続して取り組む項目は「継続」、新しい取り組みについては「新規」と記載しております。そのほとんどは今の計画である前期計画の項目を引き継いでおりますが、下の方の「(5) 社会活動・生涯学習の推進」については、近年新しく作られた法律をもとに、文化芸術、読書バリアフリー、情報アクセシビリティについての取組みを追加しています。この図で知っていただきたいのは、3年前に策定した6年間の基本計画に対応しまして、今回は後半3年間の取組みについて、障がい福祉計画、障がい児福祉計画で定めるということをご承知いただければと思ひます。

続いて、計画素案の説明に入ります。資料2をご覧ください。厚い資料となりますので、途中かいつまんだ説明となりますことをご容赦ください。この計画は、目次をご覧くださいと、4つの編で構成されておまして、第1編は計画の基本的な考え方の他、主に統計を記載しております。第2編が障がい者基本計画、第3編が障がい福祉計画、第4編が参考資料となっております。今回、主に改定するのは第3編の障がい福祉計画でございます。なお、4編の参考資料について、今回は添付しておりませんのでご了承ください。

それではページをめくっていただいて、1 ページをご覧ください。「I. 計画の基本的な考え方」からです。ここでは、「1. 計画策定の趣旨」として、このような考え方で計画を作成していますという趣旨を記載しております。次に、「2. 背景」として、主に国の動向を記載しております。近年、制定された法律等の状況を記載しております。続いて、2 ページから「3. 計画の位置付け」を記載しております。国の法律に基づき策定することと、松江市の計画の中で松江市総合計画と第 5 次地域福祉計画・地域福祉活動計画が上位計画であることを記載しております。また「4. 計画の期間」にて、今回の計画は、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間の期間とする旨を記載しております。続きまして、5 ページでは「5. 策定体制」、「6. 計画の推進進行管理」を記載しており、この分科会において、策定への意見と、策定後の進捗管理の確認をいただくこととしております。

続いて、6 ページ「II. 本市の障がいのある人を取り巻く状況」からは、市の統計の部分になります。一定の分量がありますので、特徴的な部分のみ、かいつまんで説明いたします。8 ページをご覧ください。カラーで障がい者手帳所持者数をグラフにしております。青色の身体障がい者手帳については少しずつ減っておりまして、下の方のオレンジの療育手帳、灰色の精神手帳は少しずつ増えており、特に精神手帳の伸びは大きい傾向にあります。また、手帳ではありませんが、赤色は精神自立支援医療の利用者数であり、精神医療費の助成を受ける方の人数となりますが、こちらも大きな伸びとなっており、総じて精神障がいの方の人数が増えております。これは全国的にも同様の状況です。続いて、13 ページには難病患者の医療費助成受給者数のグラフを記載しております。平成 29 年度に一旦大きく落ち込んでおりますが、これは当時の難病法の制定に合わせて、一部の疾病のうち、程度が軽い方が助成対象から外れたためでございます。一方で基本的に助成対象の疾病の枠は広がる中、受給者数は増えている状況です。続いて、14 ページには特別支援学校高等部を卒業してからの進路を記載しています。真ん中に表があり、上段が松江市、下段が島根県の数値を記載しております。松江市では、令和 4 年度に合計 86 人の卒業があり、そのうち 49 人、約 6 割の方が福祉就労等の福祉サービスの利用となっております。他 27 人、約 3 割の方が一般就労となっております。続いて、16 ページに「(4)相談支援の状況」を記載しております。ここでの相談支援は、障がいのある人からの一般的な相談に応じるものでございまして、令和 3 年度まではサポートステーション絆にて、令和 4 年度からは基幹相談支援センター絆で支援をしています。また、基幹相談支援センターの設置に合わせて、相談支援件数のカウント方法をより細かくカウントするよう方法を改めましたので、16 ページと 17 ページに記載のとおり、サポートステーション絆と基幹相談支援センターの表を分けております。ここで見ていただきたいのは、細かい数字ということよりも、それぞれ下の方に相談支援件数の円グラフを記載しておりますが、相談内容の約半数は精神障がいの方からという傾向であることです。また、17 ページの一番下の表、図表 17 では相談内容の内訳を記載しており、福祉サービスの利用、健康医療、精神的不安が上位となっております。続いて 19 ページをご覧ください。ここでは、松江市発達・教育相談支援センター、エスコでの障がい児支援の相談件数を記載しています。真ん中の表、令和 4 年度のところでは、合計 3,375 件の相談を受けています。内訳としては、幼児と小学生の子どもに係る相談が大半となっております。続いて

次の 20 ページは、虐待の状況を記載しております。市が設置している障がい者虐待防止センターの統計でありまして、上の図表 20 が養護者からの虐待相談件数、下の図表 21 が施設従事者からの虐待相談件数となります。年によって異なりますが、毎年一定の虐待相談があり、数件を虐待受理して対応をしております。

統計の部分はここで終わります、続いて 21 ページをご覧ください。障がい福祉サービスなどの体系について記載しております、次のページに図を載せております。各サービスについては、それぞれの法律に基づいて実施していることをご承知いただければと思います。次の 22 ページから 28 ページまでは、各サービスの内容を簡単に記載しております。

続いて、29 ページから 35 ページまでは、3 年前に策定した障がい者基本計画となっております、今回改定する対象ではありませんので、割愛させていただきます。

続いて、36 ページの第 3 編からが、今回主に改定する障がい福祉計画、障がい児福祉計画となります。この計画についても、かいつまんで説明をさせていただきますが、途中サービス量の見込みで一旦説明を終えさせていただいて、ご意見等をいただきたいと思っております。それでは内容に入ります。「Ⅰ. 総論」では、この計画において、本市の取組みと障がい福祉サービスの見込み量を定めることを記載しています。

続いて、「Ⅱ. 計画の基本指針」です。この計画については、国から策定にあたっての基本指針が示されておまして、その点は 7 月の分科会でもご説明したところです。基本的には、3 年前に示された国の指針を踏襲するものですが、特筆すべきところを改めて説明します。まず、「(2) 基本指針の内容」の「①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」と「②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の両方でございます。かねてより、国の方では障がいのある方の地域への移行、また定着を掲げておりましたが、今回の指針ではより強く推奨する内容となっており、市でも議論を始めた地域生活支援拠点の整備、また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築により具体的に取り組むよう示しています。続いて 37 ページの「④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築」でございます。この項目も継続案件ですが、令和 4 年度の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの機能について、地域における障がい児発達支援の中核的な機能が明確化されましたので、その役割について一層取り組むよう示されております。続いて、38 ページの「⑩障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進」については、新たに盛り込まれた内容となります。令和 4 年度に制定されました、「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」に基づき、意思疎通支援等に取り組むよう示されております。大変簡単ではありますが、国の指針の内容はここまでとさせていただきます。

次に、39 ページをご覧ください。「2. 成果目標」としてありますが、これも国の指針に基づいて数値目標を設定しております。太枠のところは今回設定する目標であり、その右側に前計画実績とありますが、ここに令和 3 年度から 5 年度までを期間とする現在の計画の達成状況を記載しております。今回の目標設定についても、基本的には前計画と同じ項目となっておりますが、比較するとより高いハードルでの目標設定となっております。なお、いくつかの項目は、既に国の指針が示す内容を達成しておりますので、それよりも高く目標を設定しております。新たに設定された項目でいいますと、表の上から 4 つ目の、強度行動障

がいに係る支援体制の構築が求められていること、もう少し下がりますと、就労移行支援のうち一般就労へ5割とありますが、多くの障がい者を一般就労に送り込むことができる事業所の割合を全体の5割以上に設定することが追加されています。項目の見直しがあった中では、次の40ページの上から3つ目に、障がい児の地域社会へのインクルージョン推進とありますが、これまでは保育所等訪問支援というサービスが提供できればよいという目標であったところが、そのようなサービスの活用を含めて、インクルージョンを推進するということで、より包括的な目標設定となっています。これらの数値目標を設定の上、数値の達成に取り組むといえますか、後ほど説明する各取り組みをしっかりとやりながら、目標数値の達成も行っていきたいと考えております。

続いて41ページからは、各種サービスの見込みを説明いたします。増減が大きいところや特筆するところを主に説明いたします。

○仲田係長 障がい者福祉課の仲田です。41ページ、「1. 自立支援給付」の第7期における見込み量についてご説明いたします。見込み量については、第6期までの実績をもとに見込みを立てております。説明については、主だって変更があるサービスなどポイントを絞って説明させていただきます。

まず、(1)の訪問系サービスについてですが、図表23の居宅介護等については、第6期の実績が緩やかな増加傾向でありましたので、今後もこの状況が続くと見込み、第7期についても微増としております。

続きまして、(2)の日中活動系のサービスについてです。表でいいますと図表24から33までになります。全体的に、微増若しくは実績並みの見込みをしておりますが、図表27の就労選択支援については、令和7年度からの新しいサービスになります、このサービスは新規に就労移行支援・就労継続支援A・Bを利用する際に必ず受給するサービスとなります。見込み値についてですが、令和4年度の新規就労移行65件・A型20件・B型131件の合計216件の実績と、6期の該当するサービスの利用実績をもとに見込みを立てており、令和7年度は230人、8年度は250人としております。その他では、図表30の就労継続支援B型については、6期実績に続き、今後も増加傾向が続くと見込みを立てております。図表33の短期入所については、第6期計画実績は新型コロナウイルスの影響により減少しておりましたが、5類移行となった6年度以降は増加傾向になると見込みをしております。

続きまして、44ページの(3)居住系サービスについてです。図表36の施設入所についてですが、39ページの成果目標の中で施設入所者を令和8年度の目標として、令和4年度の308人から5%減15人減を目標値としていることから、8年度の目標を292人としております。

続きまして、46ページの「2. 障がい児通所サービス」です。次ページの図表41の放課後等デイサービスについてですが、令和3年度まではかなりの増加傾向にありましたが、令和4年度あたりから少し増加傾向が緩やかになったように思われます。ただ、今後についても引き続き利用者は増加していくと思われるので増加傾向としております。

○曾田係長 続けて、48 ページ以降の「3. 地域生活支援事業」を説明します。なお、図表 45 の医療的ケア児等コーディネーターの配置につきましては、今回新たに急ぐ必要があると国から通知がありました事を補足しておきます。

次に、49 ページをご覧ください。(3) 相談支援事業については、一般的な相談に対して支援を行う事業であり、主に基幹相談支援センター絆や委託相談支援事業所に対応いただいております。これまでの計画では、事業の実施有無や委託事業所数の見込み程度でしたが、今回から項目が大幅に増やされており、50 ページのところでは、上から三段目から、相談の指導助言の件数、人材育成の実施回数、地域との連携の回数、個別事例の検証回数などをそれぞれ見込んでおります。

続いて、52 ページをご覧ください。ここでは(6) 意思疎通支援事業として、次の 53 ページに記載しております手話通訳の派遣回数などをこれまで見込んでおりましたが、下から 2 番目のところで、市で実施する失語症者向け意思疎通支援者の派遣回数を追加で見込んでおります。まだ少ない見込みではありますが、派遣回数を着実に増やしていきたいと考えております。

続いて、57 ページをご覧ください。(12) 日中一時支援事業でございます。家族等介護者のレスパイトを目的とした通所事業でございますが、利用ニーズが高い状況であり、今後も利用時間の増が見込まれます。

続いて、58 ページの(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業でございます。これは中核市権限として、県と合同で手話通訳者等の養成を行ってきたものであり、今後も継続してまいります。めくっていただいて、59 ページ上のところでございますが、失語症者向け意思疎通支援者の養成については、市独自で養成を行っているものでありますが、来年度の養成に向けては、現在委託をしている山陰言語聴覚士会と協議をしているところであり、支援者の登録者数の見込を「検討中」としてしています。方向性が決まりましたら、見込を入れたいと思います。

続いて、同じく 59 ページです。国の指針において新たに見込むことが求められているものとして、「4. 発達障がい者等の支援」がございまして、60 ページにありますペアレントトレーニングの受講者数、また支援者数、続いてペアレントメンター数、ピアサポート参加人数を見込んでおります。ペアレントトレーニングについては、エスコで開催しているペアレント教室の受講者数と、支援者としてスタッフの人数を見込んでおります。メンターの人数については、島根県が養成研修を行っておりますが、養成研修を踏まえた人数を見込んでいます。ピアサポートについては、絆において発達障がいのある当事者が、発達障がい者等の相談に対応する事業を実施していますが、その参加人数を見込んでおります。

続いて、下のところの「5. 地域生活支援拠点等」では設置について見込んでおり、令和 6 年度には設置してあることとして、個所数 1 を見込んでおります。

次のページには「6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの包括的支援」について記載しております。これも国指針により見込項目が多く設定されていますが、包括ケアシステムについての協議の場の開催回数等を見込むとともに、次のページでは関係する障害福祉サービスの利用者のうち精神障がい者の人数を見込んでおります。

続いて、62 ページの下のところに協議会、松江市でいうところの分科会における個別事例の検討を通じたサービス体制の整備改善を記載しております。これも今回新規設定する項目ですが、次の 63 ページでは、個別事例の検討回数を年 2 回、参加機関数を 10 機関、その他、専門部会数等の設置数、開催回数を見込んでおります。

また、下にある「8. 障がい福祉サービスの質の向上」についても、新規設定が求められている項目であり、研修への市の職員参加の人数、障がい者自立支援審査支払システムの審査結果の共有等を見込んでおります。

次に、65 ページにおいて、優先調達の見込みを記載しています。これは市が法に基づき、就労継続支援事業所などから役務や物品を購入する金額を見込むものですが、概ねの実績である 2 千万をベースに少しずつ増やしていく見込みとしております。大変かいつまみながらではございましたが、以上で説明とさせていただきます。

○京分科会長 ご説明ありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただいた内容について、ご質問やご意見がありましたら頂戴したいと思います。なお、大変ボリュームが多いため、箇所は資料 1、資料 2 のどちらか、またページ数についてもお示しいただいた上でご質問等を申し上げていただければと思います。皆様いかがでしょうか。

○貝谷委員 島根県精神保健福祉会の貝谷と申します。資料 2、44 ページの（3）居住系サービスの実績にて、施設入所者は入居者希望者が増加しており、入所待機者も増えていると記載してあるが、45 ページの図表 36 にて、R6 年度以降の施設入所支援の見込みは減とされているが、これについてどのような対応を考えているかお聞きしたい。

○仲田係長 施設入所については、国が示す成果目標をもとにしているため、減の見込みとしている。

○貝谷委員 今後、施設入所者の地域移行が増えるようにしていきましようと言うことですね。

○仲田係長 そのとおりです。

○京分科会長 ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○毛利委員 島根県知的障害者福祉協会の毛利と申します。先ほど貝谷委員が質問された施設入所支援の件について、国連の方針とも照らし合わせて、入所者を減らしていく方向性であるというのは妥当だとは思いますが、一方でそれに向けて具体的にどう取組んでいくのかについて伺いたい。私自身も入所施設を経営する身であり、定員数を松江市内全体で減らしていくという事なのかなど。おそらくどこの施設も待機されている方が二桁はおられる、また何年も待機している方がおられる中、この 3 年間で現実的に果たしてそれができるのかは疑問

に感じています。手法として、こういった形でこの数字を出しているかについてお聞きしたい。

○曾田係長 毛利委員が言われたとおり、入所者の減という国連の方針がありまして、本人が地域の中でやりたい事や望まれている暮らし方ができるようにするなど、本人の権利を保障するという考え方だったかと思います。一方で、本人やご家族の想いも含めて、施設で生活される方が安心だという考え方もこれまであったかと思っています。今後、地域移行を進める上では、地域の中でしっかりとした支援体制をとり、家族の方が思われているような施設で安全に生活しているくらいの整備を進めていく必要があると考えています。その具体的な中身はまだこれからですが、整備する努力を今後続けていき、施設や病院の方と相談した上で、可能な方から少しずつ進めていくというイメージになります。

○毛利委員 地域移行を進めていきたいと思いますという事に異論を唱えるつもりは全くありませんし、どこで誰と過ごすかという選択肢を広げていくのは全体的に努力が必要な部分だと思います。世界的な視点からみれば、日本の障がい者福祉はいびつであるという極端な言い方をされているという状況もあります。その上で、今後の取組みとして施設入所者を令和6年度から8年度までの3年間で、5人掛ける3年で15人という数字をどうやって減らしていくのか。何十人とおられる待機者の全てを施設に入所させた上で、更にそれを地域移行させていき、かつ毎年5人減として待機者をゼロにする状態を実現することだと思っております。松江市全体で入所の定員に毎年5人の欠が出た状態を増やしていくのか、それとも何らかの手法で定員そのものを縮小していくのか、その辺りについては、障がい者支援施設に勤務する者として非常に敏感に感じているところですので、相応の手法についての説明がなければ理解しづらい部分があります。ちょっと厳しい質問ではあると思いますが、全ての障がい者支援施設は気にしている点だと思いますので、丁寧な説明が求められると思います。今、この場で回答してほしいという事ではないですが、次回開催までのところで、何らかの形で示していただきたいと思っています。

○有間課長 完全な回答については、次回も含めてできないかもしれませんが、現時点のところで補足的な回答をさせていただきます。39ページの前計画実績のところに記載しておりますが、松江市の施設入所者は7人減を見込んでいる状況です。現状、多くの待機者がおられる中で、施設の定員を減らすという考えは、毛頭考えておりません。例えば、日中支援型のグループホームが増えていくような傾向も若干ありますし、そういった事で松江の中では新たに施設へ入所される数よりも、お亡くなりになる等の原因もあるかもしれませんが、施設を

出られる人の方が多くなっているという現状はあります。それで定員が埋まっているということは、おそらく松江市外の方が入っているという状況があるのかと思いますが、もちろん松江市の待機者も多くいらっしゃいますが、施設ではない何らかの選択肢によって施設に入所されていく方の人数を少しずつでも減らしていき、松江市内の利用については3年間で15人減という高いハードルの設定にはなりますが、少しでも目標に近づけるように、地域生活支援拠点の整備等の取組みを通じて努力していきたいと思います。

○京分科会長 ご説明ありがとうございます。松江市出身者の入所者数が減るという話で、市外の方が入所される分には、数字の減という部分には影響しないという理解でよろしいでしょうか。

○有間課長 現状では、実績としてはそういった形になっています。

○毛利委員 単純な算数の問題は解決していませんが、方向性としては理解しました。表記の仕方には工夫が必要かと思います。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。福祉関係者や利用者など、色々な方がこの資料を目にして読まれるため、丁寧な表記をお願いしたいと思います。皆様、他にお気づきの点がございませんでしょうか。

○武田委員 資料2、59ページのペアレントメンターについて、松江市でも実施されるという話をたしか3年ほど前に聞いたかと思います。他と比べて、早くから松江市で取組まれるという意思表示を聞いて、県にその旨を問い合わせたところ、県は把握していなかったということも覚えています。今回、松江市の計画にきちんと書かれたという事は良かったと思っています。ただ、県と連携して養成研修の周知を広く行うとの事ですが、ペアレントメンターの養成研修というのは2年に1回です。そして、県は西部と東部の交互に行うので、松江市の方が研修研修を受けることが出来るのは4年に1回となるはずです。これを市独自で実施する考えはあるのか聞きたいです。

また、派遣というのは中々大変でして、ウィッシュの方もきちんと取り組んでおられますが大変な作業です。それと、ペアレントメンターで一番役に立つのが、実際にペアレント・トレーニングの場に参加することであり、参加された方々に喜ばれている状況があります。ペアレント・トレーニングを受けた方で、ペアレントメンターになりたいという方が出てくるのが実態です。松江市ではペアレントメンターの活用方法をどう考えているのか分かり

ませんが、ペアレント・トレーニングを有効になさっている方は非常に多いため、広く周知していく事が大事だと思います。

また、ピアサポート活動について、絆で活動されている事を知っている方は多いですが、中々予約が取れないと聞いています。ピアサポーターの養成も早い段階で実施していただきたいです。

○有間課長 県が実施する養成研修以外として、市での養成は出来ていない状況ではあります。2年おきに東西で開催するため、4年に一度の機会では研修が出来ない状況ではありますが、松江市独自でペアレントメンター養成することについては、予算が関わることでありますので、この場で明確な回答はできませんが、現状としては県と連携していくという事に留まるのかなと思います。今後、需要の状況や要望を踏まえて、次期の計画に向けて松江市として取り組みを検討していく必要があれば、向かっていきたいという想いはありますが、何百万単位で経費が掛かるということもありますので、現時点で計画に載せる等の回答はできかねます。

ピアサポートの養成についても、現状では県が実施しています。一方で市内2カ所の相談支援事業所において、うち1カ所は市の施設であるアクティヴきたほりですが、ピアサポーターの登録をしている方がおられますが、職業的にやっておられるという状況ではありませんので、登録されている方の活用という部分が常々課題だとは思っています。これまでに、病院の方へ出向いていただく独自の取り組みをしていた時期もありましたが、コロナのため出来ていない時期が続いております。ピアサポーターが抱えている地域活動については話し合いをして、活用が出来る方法については考えてみたいと思いますし、また計画に盛り込めるようであれば検討したいと思います。

○武田委員 ぜひお願いします。

○京分科会長 地域にニーズがあるということ、それにどう応えていくのかということは、この計画に盛り込んでいただきたい内容ですので、ヒアリング等も通じて、数字の修正等も必要に応じて取り組んでいただけたらと思います。

○貝谷委員 資料2、61ページの「6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの包括的な支援」について、記載内容として、地域で自立して生活ができるように包括的な支援体制の構築を進めると。また、実績のところでは当該包括的な支援に係る本格的な議論にはいたっておりませんと記載がありますが、本格的な議論の本格的とは、何を示していますで

しょうか。見込には会議を何回やりますという記載がありますが、会議の回数だけではなく、具体的に何を話し合っていくのか等の記載があればいいと思います。

○曾田係長 地域包括ケアシステムについては、どのような地域資源や社会資源があつて、これをもとにどう組み合わせる体制とするのか、また、足りないものがあるとすれば何が必要なのか等、このシステムをテーマとした議論がまだできていなかったという事です。後段の「今計画期間の取り組み」の中で、構築を図りますと記載していますので、今後、具体的にこれを一つのテーマとして、会議の中で話し合っていきたいと考えております。

○平崎委員 資料 2、43 ページの就労継続支援 A 型と B 型についてですが、現状として B 型利用者の人数がかなり増えています。中身としては、居場所や滞留型の B 型利用が増えてきていて、福祉就労から一般就労にという目標に届きにくい現状があるのかなと思います。当センターにおいても、福祉事業所から就労を目指しますという登録や相談が減ってきている現状がある中で、他市町村において、ある程度 B 型に規制を加えたいという話を聞いております。図表 30 のように今後 B 型の見込が増えていく中で、松江市としてこのことについて何か考えておられますでしょうか。

○仲田係長 現状としては精神障がいの方が増え続けており、これに伴って就労継続支援 B 型を利用される方が増えていると思っております。利用者と事業所数については、まだ飽和状態であるとは言えず、就労継続支援 B 型に規制を設ける考えは現在ありません。今後、そういった事も考えた上で、協議して進めていかないといけないかと思っております。

○平崎委員 現在のニーズと事業所数は、おそらく飽和までしていないと思いますが、滞留型や居場所型の方は乱立しており、おそらく何年後かには飽和状態になるかなと思いますので、チェック機能や実際の事業所の内容等は、何かしら考えていかなければならないのかなと思っております。

○曾田係長 平崎委員さんは良くご存じかなと思いますが、補足として申し上げますと、令和 7 年度の 12 月までのところで、就労選択支援制度がスタートする事になっております。就労継続支援 B 型の見込みが増えるというように作っておりますが、A 型と B 型のどちらを利用するにしても、詳細はまだ示されてはおりませんが、この就労選択支援という制度を通じて、振り分けが今よりも厳格化される面があるかと思っております。そういう意味では、B 型に行くのかどうかについてはより適正化されるものとも考えております。

○京分科会長 就労選択支援サービス等の支援を受けることが出来る県については、より幅広い方にその機会が増えるといいなと思います。

続きまして66ページから、「前期間中の取り組みの総括と今期の取り組み」について、事務局から説明をお願いします。

○曾田係長 続いて、前計画の総括と、今後3年間の取組について説明させていただきます。66ページをご覧ください。「1. 前計画期間中の取組と総括」を記載しておりますが、前計画期間中に行うこととしていた取組に対して、結果としてどのような取組ができたのか、できなかったのか等を記載しております。まず、(1) 地域共生社会の推進でございます。ここでは、①「障がい理解の拡大」、また②「幼児児童生徒の交流、共同学習の推進」を実施項目として挙げておりました。障がい理解の拡大については、出前講座の実施や、障がい者週間を通じての作品展示、表彰、また法改正の周知について、各種団体に説明などを行ってまいりましたが、障がい理解の機会のない人、また関心自体がない人もまだまだ多くおられると想定しております。今後も継続した取組が必要であると考えております。

続いて、幼児児童生徒の交流等でございますが、現在小中学校では、特別支援学級や通常学級の交流は実施しており、居住地交流などのインクルージョン教育に取り組んでいるところでございます。一方で、今後市営の城東保育所に、同じく市営の児童発達支援事業所であるふじのみ園の移転複合化について、実施時期は未定ですが計画している状況です。このことにより、一部の地域ということに限られますが、障がいのある幼児とない幼児の交流や共同学習が可能と考えておまして、計画実現に向けまして、次の3年間についても取り組んでいきたいと考えております。

続いて67ページの(2) 相談支援体制の充実、強化等でございます。計画では①「基幹相談支援センターの設置」、②「ケアマネージャー等の関係職種との連携強化」、③「強度行動障がい、高次脳機能障がいの人への県とも連携した人材育成を通じた支援体制整備」を行うこととしておりました。基幹相談支援センターの設置については、ご承知のとおり、令和4年度に絆を設置しまして、障がいのある人への相談支援や、相談支援事業所への指導助言、支援体制づくりの中核機関として運営を行っています。福祉事業所向けの研修会も、相談支援専門員だけではなく、ケアマネージャーなどの関連職種も声を掛け参加してもらい、あわせて意見交換を行うなど連携を図っているところです。今後は地域移行定着、また地域生活支援拠点の構築に向けて、市とともに体制づくりに取り組んでいく必要があり、重要な役割を担っていただきたいと考えております。

続いて、67ページ下の強度行動障がい、高次脳機能障がいへの人材育成を通じた支援体制整備でございます。強度行動障がいについては、県が支援者の育成研修を実施しており、松江の事業所からも多くの方が参加いただいております。現場で生かされている状況です。継続して研修参加の働きかけを行います。高次脳機能障がいについては、県が主催するネットワーク会議に、市職員、市内事業所が参加して情報交換などを行っているところ

ではございますが、市の方でも、高次脳機能障がい症状の一つである失語症に係る支援センターを設置して、失語症者の意思疎通支援の開始するに至っております。

続いて、68 ページの（3）障がい福祉サービスの一層の質の向上でございます。①「相談支援専門員の人材確保」、②「県が開催する研修会への参加」、③「障がい者自立支援審査支払システム」についての取組みを掲げておりました。

まず①でございますが、相談支援専門員の資格取得に係る初任者研修、現任者研修に、市も行政説明等の協力を実施しており、また相談支援専門員の負担軽減として各種手続の簡略化を進めているところです。

続いて②ですが、コロナ禍もあって研修会自体が中止などが相次いだ時期でありましたが、県の認定調査員研修に市の認定担当も参加し、質の向上を図っております。

続いて③ですが、障がい福祉サービス給付費の事業所向けの支払いについて、事業所との共有、適正化を図りましたと記載しておりますが、実はまだ行っておりませんでして、年度末までには実施することとしておりますのでご容赦ください。

続いて（4）障がい児支援の提供体制の整備でございます。①「障がい児福祉サービスの分かりやすい周知や連携強化」、②「教育と福祉の連携や医療的ケア児支援の協議場の設定」、③「医療的ケア児のコーディネーター配置」について掲げておりました。

まず①については、「まつえ障がい福祉ガイドブック児童編」、次のページに記載しております「放課後デイサービス編」を作成し、ライフステージに沿った相談窓口や、放デイの紹介を行い、利用者に活用いただいております。

続いて②については、教育委員会主催の「子どものための学びあい支え合い講座」に放課後等デイサービスにも参加いただき、教育福祉双方の研修の場としているほか、改めて、福祉と教育の連携の重要性について、放課後等デイサービスからもご提言を頂戴いただき、前回分科会でも共有している状況です。

続いて③については、こども家庭支援課に医療的ケア児コーディネーターを配置し、ケア児の保育所等への通園に向けた支援を行っておりますが、今後は、分科会傘下の障がい児連携会議などで、より包括的な支援の議論をしていきたいと考えております。

次に（5）本人の意思及び適正にあった多様な就労の推進でございます。ここでは①「障がい者雇用等への理解促進」、②「就労支援事業所と障がい者雇用を希望する事業所との相互理解」を掲げておりました。市では従前からインターンシップ事業による職場実習の機会を提供している状況でしたが、令和3年度には島根労働局と包括連携協定を締結し、民間事業所向けのセミナーの共同開催や、就労支援事業所と他民間企業との意見交換会を合同開催しました。また、障害者総合支援法改正により、新制度の「就労選択支援」が開始される予定となっておりますが、このことに備えて、松江障害者就業・生活支援センターぷらすと一緒に就労アセスメントワーキングを開催し、新しい就労アセスメントの方法についての試行を行っているところです。

続いて（6）地域移行・定着・包括ケアの推進です。ここでは①「各分野の連携強化」、②「住まいの相談から確保に向けた仕組みづくり」、③「日中サービス支援型グループホームの確保」を掲げておりました。

まず、①については、分科会の傘下に地域移行・定着・包括ケア連携会議を構成し、各分野の方に参加していただき、連携体制を確保しております。今後も継続して、地域生活支援拠点等の支援体制の検討に協力をいただきたいと思いますと考えております。

次に②については、絆を設置して以降、相談支援事業所と連携し住まいに係る相談に対応しており、必要な支援を行っている状況です。

次に③については、令和4年度に1施設が運用を開始しており、通常の運営だけではなく、障がい者の緊急時のショートステイなど、地域生活新拠点にも協力いただきたいと思いますと考えております。

続いて(7)地域生活支援拠点の整備です。このことについては、令和5年度に地域生活支援拠点検討ワーキングを構成し、ようやく議論を開始したところであり、継続して検討を行ってまいります。

次に(8)まとめとして記載しておりますが、前期計画では基幹相談支援センターや失語症者支援センターなど、目に見えるような支援機関の立ち上げや、島根労働局と連携した就労支援の取組みなどの一定の前進ができたと思っておりますが、依然として地域生活支援の整備や精神障がいにも対応した包括ケアシステムなどの特に地域の支援体制が主だと考えておりますが、議論すべき課題は残っており、今後も継続して議論する必要があると考えています。

最後に、「2. 今計画期間の取り組み」について説明いたします。まず、(1)地域共生社会の推進でございます。これは障がい理解の拡大の取組になりますが、既存の理解促進の取組みについて、市報や出前講座などで地道に行っていました。その情報媒体についても、例えばテレビや各所のデジタルサイネージ、書いておりませんがSNSも活用して、既存の方法にとらわれない啓発活動を行っていきたいと考えております。また、出前講座の活用については教育分野にも働きかけて、若い時からの障がい理解を促したいと思っております。引き続き、理解の拡大を図っていきたいと考えています。

続いて(2)相談支援体制の強化等でございます。ここでは特に目新しいことを書いてあるものではなく、むしろまだ新しい基幹相談支援センター絆を中核とした相談支援体制がより強固なものとなるよう、役割である相談支援、相談支援事業所への助言指導、各種研修等の実施などを行い、あわせて介護職種とも連携もしっかりやっていくという内容にしております。また、障がい者虐待への相談、通報にも対応してまいります。

次に(3)障がい福祉サービスの質の向上です。ここでは研修参加や、給付費の審査結果の共有等を記載しておりますが、新たに追加していることは、3つ目の丸のところ。障がいのある人がどこでどのように暮らすかなど、自分の意思で物事の方向性を決めることができるように支援する意思決定支援を国が重要視しております。市においても、まずは関係する国のガイドラインの啓発や、県の研修への参加の促しなどを行っていきたいと考えています。

続いて(4)障がい児支援の提供体制整備でございます。ここでは、分科会の傘下にある障がい児支援連携会議を活性化させ、関係機関が連携感を持って、医療的ケア児や福祉と教育の連携などを着実に議論していきたいこと記載しております。また、児童発達支援

センターの強化について、地域に設置されているセンターとの連携を図るべきであることを記載するとともに、市の児童発達支援事業所と保育所との複合化によりインクルージョンをより進展させていくことを記載しております。

続いて（５）社会活動・生涯学習の推進でございます。この項目は新たに設定した項目であり、近年制定された新しい法律を踏まえながら、障がいのある人が自分らしく社会活動ができるよう支援する内容にしております。一つ目が、①文化・芸術の機会の確保として、創作作品の展示活動の実施、イベント等参加の際の意思疎通支援者の派遣、またコロナでしばらく中止していたスポーツ大会を実施いたします。ある意味、これまでもやってきた取り組みではありますが、作品展示の機会は増やしていきたいと考えておりますし、スポーツ大会の実施方法も関係団体としっかり協議して行き、淡々とではなく、可能なことは追加で実行する方向でいきたいと考えます。

次に②の読書バリアフリーでございますが、松江市立図書館とライトハウスライブラリーで貸し出す図書の分野について話し合いながら連携を図り、市立図書館では大活字本や落語等の録音図書の貸し出しを行います。また、中央図書館には読書が困難な方への相談窓口を設置し、誰もが、何らかの方法で読書ができるよう対応してまいります。

続いて③情報アクセシビリティの推進です。このことについてはこれまでも一定程度取り組んできていることではありますが、それ以上に例えば市の窓口での聴覚、視覚障がいなどの人の情報アクセスの改善や、市の職員もですが、市民や事業者への啓発も必要であると考えています。情報アクセシビリティの推進、様々な方法があるのではないかと考えておりますので、実施可能なことは、随時やっていく考えでございます。

続きまして74ページの（６）多様な就労の推進でございます。ここでは、令和6年度から障がい雇用率の引き上げや、一部の超短時間勤務の人も障がい雇用率の算定に入れられることを踏まえ、民間企業からの障がい者雇用の求人が増えるものと想定しています。よって、島根労働局との連携した取り組みは重要視しておりますし、福祉と企業の関係づくり、面談会への協力、できれば一緒に様々な企業に訪問し、法定雇用率未達成企業など回って啓発などに取り組みたいと思っています。また、新制度である就労選択支援の導入に向けても、引き続き、就労アセスメント検討ワーキングを主体に、よりよいアセスメント方法について検討してまいります。

続いて（７）地域移行・定着・包括ケアの推進です。まず、①地域移行の推進でございますが、総論的に地域移行について取り組んでいくということを記載することとあわせ、各障がい者施設や精神科病院等にアンケートやヒアリングをさせていただき、改めて地域移行に向けた課題を整理していきたいと考えています。

続いて②の地域生活支援拠点の整備でございます。これについては今年度から議論を開始したとことではありますが、まずはスタートが切れるよう継続して検討してまいります。

続いて③の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの体制づくりです。このケアシステムの構築は全国的に求められているところではありますが、精神障がいのある人などの、どのような支援が必要かニーズを把握しながら、必要な体制を構築したい

と考えおります。あわせて、強度行動障がい、高次脳機能障がい、発達障がいなどについても、何が必要とされているのか、見極めながら、段階的に議論していき、包括的な支援体制の構築を行っていきたいと考えています。説明は以上です。

○京分科会長 ありがとうございます。66 ページ以降、事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○小田川委員 松江公共職業安定所の小田川と申します。ハローワークの業務に関する事についてですが、就労支援の項目、69 ページから 74 ページについてお話をさせていただきます。

まず 69 ページについて、先ほど平崎委員から質問がありました就労移行支援事業の A 型と B 型のバランスについてですが、A 型は事業所の運営の面もあってか実数的に減になっているところもあり、今回、市が計画された見込みも横ばいであり、実績として当初の計画より下回っています。

70 ページの上段に記載がありますが、ご承知のとおり厚生労働省としては、来年 4 月の施行で障がい者雇用率を引上げするというので、その周知のため広報活動等をしていくのですが、今後の取組みも含めて、色々なテーマを入れていただいております。

在宅ワークについては、相談が 1 週間から 10 日に 1 回ほどあります。在宅ワークというキーワードでハローワークに相談されますが、松江は IT 企業のサテライトオフィス等がありますので在宅ワークの求人が出てきますが、障がい者手帳や主治医の意見書をお持ちの方と企業とのマッチングが課題としてあります。市と一緒に在宅ワークのニーズを広めていく話が先ほどありましたので、よろしく願います。

農福連携と記載してありますが、中四国農政局の相談窓口が東津田にあり、NPO 法人島根県障がい者就労事業振興センターと言いますが、そこと連携をとって具体的なアドバイスをいただくのも良いかと思えます。

74 ページに記載の就労形態について、超短時間勤務として週 10 時間以上 20 時間未満の勤務と記載あります。日本語の言い回しの難しい所ではありますが、人によっては超短時間という部分で捉え方が変わってくるかもしれませんので、表現を上手く使われた方がいいかと思えます。

○京分科会長 ご提案をいただき、ありがとうございます。

○曾田係長 農福連携に関しては、島根県障がい者就労事業振興センターや県の担当部署も含めて、人手がほしい農家と、施設外就労が可能な事業所の結びつけができないかという話し合

いを昨年度からしています。試行的に、松江市の A 型と B 型に声を掛けて研修などできないかと考えています。

超短時間勤務に関しては、言い方を考えたいと思います。

○小田川委員 農福連携について、具体的に踏み込んだ検討されていて嬉しく思います。ハローワークにて求人が出た際は、積極的に協力していきたいと思っています。

○安部委員 松江市精神障がい者家族会協議会の安部です。地域共生社会の推進における障がい理解の拡大について、66 ページにて「障がい」との接点及び関心がない人も多くいるものと推察され、従前の方法以外の周知方法を模索し、継続して障がいを「知る」機会を設けていく必要がある」とあるが、これは本当に大事な事だと思います。障がいの当事者やその家族でないと分からない事、気付かない事が多くあります

昨年の 4 月から、高校で精神疾患、精神障がいについての授業が始まりました。昭和 55 年を最後に実施されていませんでしたが、とりあえず高校 1 年生の保健体育の授業にて実施されています。精神疾患、精神障がいになるのは誰にでもなり得る病気であり、他人事ではないと授業で教えているそうです。家族会としても精神疾患、精神障がいの誤解や理解の改善をするために、今は高校で始まったばかりですが、小中学校の義務教育の中でも実施が出来ないかと思っています。精神科医に対して小中学生では難しい内容かと尋ねたところ、うーんと悩まれた反応で、良い返事がありませんでした。小中学校の段階で知っていただけたらと思っていますので、そういった機会を設けていただきたいと希望します。また障がい者の差別についても、行政職員に対しては初任研修の中で精神疾患、精神障がい者についての講座などをしていただきたいと思っています。

○京分科会長 今後の取組みとして、小中学校への対応などありましたらご説明をお願いします。

○曾田係長 小中学校に対しては、引き続き出前講座などを通じて障がいに対する理解を深めていただけるよう取組んでいきたいと考えています。また、障がいの特性を理解してどういった対応が必要かという事を学んでもらう事も大事ですが、障がいがあるという事は特別ではなく身近にあるものであり、当たり前に対応していこうという事も学んでいただきたいと思っています。

○毛利委員 広報や啓発に関わる部分について、障がいについて知ることから始めましょうという運動として「あいサポート運動」が盛んに行われています。現在、県内では県の社会福祉協

議会を中心に活動され、松江市においてはメッセンジャーという講師の配置やバッチの配布については松江市の社会福祉協議会の方が全てされています。松江市が実施する施策として、あいサポートについての記載が今のところ見受けられないが、市としては県がやっているから市の計画には特に記載しなくて良いと思っているのかお聞きしたい。

○有間課長　　あいサポート運動については、松江市社会福祉協議会のボランティアセンターに行っていており、その活動は良く存じ上げております。障がい者福祉課の職員も、メッセンジャーの研修を受けさせていただいております。また、松江市に出前講座の依頼があった場合は、依頼先の要望に基づいて講座内容を変えることもしており、例えば関係する団体と連携して視覚障がいに特化した講座を実施したり、内容的にあいサポート運動の話が良いと思えば、紹介を含めてその説明をすることもあります。あいサポート運動の名称を記載しておりませんが、その名称を入れることに抵抗感はありませんし、あいサポートも含めた出前講座であるという表記でも良いのかなと思います。市の直営ではありませんが、事業の紹介という面で内容を追加できればと思います。

○京分科会長　　あいサポート運動の文言も追加いただけたらと思います。

時間も迫ってきましたので、あと一つ二つくらいご質問等いかがでしょうか。なければ私から一つだけお願いしたいです。66ページ以降については、前期間中の取り組みの総括と今期の取り組みと書いてあります。項目1として、前計画期間中の取り組みと総括となっていますが、内容を読んでも今季に組み込む事も含めたかたちで前期間の取り組みの総括を記載されている部分があり、後段の項目2の今計画期間の取り組みと重複している箇所があり、少し読みにくいと思いました。項目1はあくまでも前計画期間の取り組みと総括の記載に留めて、そこから出た課題等については項目2で記載していただくようにした方が良いと思いますので、ご検討をお願いします。

それでは続けて、事務局から説明をお願いします。

○曾田係長　　先ほどご説明した計画の内容について色々ご意見などを頂戴しましたが、資料3のとおりに意見書の様式を付けております。ご意見やご質問、ご指摘等について、今回の分科会では発言が出来なかった事等があれば遠慮なく記載されて提出いただければと思います。

また、資料4をご覧ください。今後のスケジュールを記載しております。11月のところで、障がい者団体や当事者の団体さんに対して、計画の素案についてのヒアリングや意見交換会をさせていただきたいと思っております。今後、各団体にご案内いたしますのでよろしくをお願いします。12月には、第3回障がい者福祉専門分科会を開催させていただきまして、

本日いただいたご意見や関係団体のヒアリングで出たご意見を反映させた計画の内容をお示ししたいと思います。翌年1月には、より広くご意見を聞くためにパブリックコメントを実施いたします。それらをまとめまして、3月に第4回障がい者福祉専門分科会を開催し、最終案を提示させていただいて、審議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

従いまして、次回の第3回障がい者福祉専門分科会は12月開催を予定しており、若干の前後があるかもしれませんが、またご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○京分科会長 ご説明ありがとうございました。皆様の方からご質問等ございますか。

○貝谷委員 本日いただいた資料の取り扱いについて、確認させてください。私も一つの団体の代表として会議に出席していますが、その団体内でこの資料を見ても良いものでしょうか。

○曾田係長 本日の会議は公開の取り扱いとしておりますので、資料を見せていただく事は構いません。団体の中で意見等を集約して、ご意見をいただけたら喜ばれます。また、本日の資料と議事録はホームページで公開いたしますが少しを時間をいただきますので、まずは団体の中で広く意見をいただけたらと思います。

○京分科会長 所属される団体や関係する団体、施設等、色々なところに意見をいただいて、またこの場でも意見交換会等が出来たらと思っておりますので、どんどん情報を提供していただけたらと思います。その他、皆様からご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、長時間に渡りご審議いただき、ありがとうございました。議事が終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

○有間課長 本日は長時間にわたってご審議をいただき、ありがとうございました。また、京分科会長には円滑な議事進行をしていただきまして、誠にありがとうございました。最後に、部長からご挨拶申し上げます。

○松原部長 健康福祉部長の松原でございます。本日は、お疲れのところ、今年度第2回の分科会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。本日は、議題のメインである、今後3ヶ年の計画素案について、様々な貴重ご意見等を頂戴したところでございます。先ほどもご説明しましたが、今後は当事者団体等の皆様からもご意見を伺いながら、皆様からいただいたご意見も踏まえて、より良い計画を作っていきたいと考えております。また、年内にも再度、皆様からご意見をいただく場を予定しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。また、ようやくと言いますか、朝晩が涼しくなってきました。去年よりも少し寒いくらいかもしれません。季節の変わり目でもございますので、皆様方におかれましては

健康にご留意されまして、お過ごしいただければと思います。本日は長時間に渡りましてご審議いただき、本当にありがとうございました

○有間課長 次回の開催については、別途ご案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、令和5年度第2回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)